

平成31年度大野市国民健康保険税の改定について

1. 大野市国民健康保険事業運営方針について

国民健康保険制度の改革により平成30年度から県単位化に伴い、平成29年度に「平成30年度からの大野市国民健康保険事業運営方針」を策定した。

方針では、医療費適正化、適正な保険税率の算定、保険税徴収率の向上などの赤字削減策に取り組み、一般会計からの財源不足分の繰入の削減・解消を段階的に進めるとしている。

また、将来的な県内の保険料水準の統一に向け、各市町の保険料算定方式を4方式から資産割を廃止した3方式に統一していく必要があり、大野市においても、段階的に3方式へ移行することとなっている。

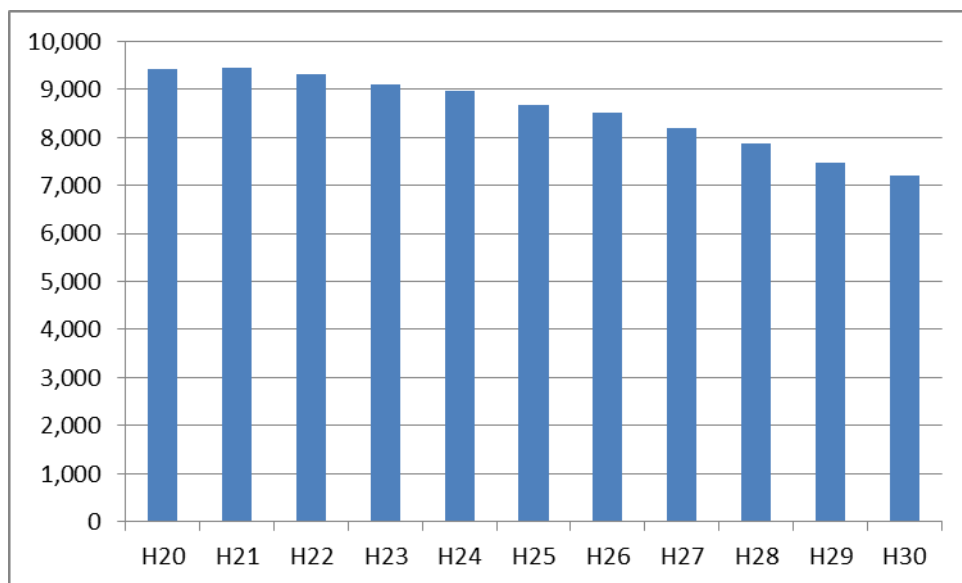
なお、県が算定する納付金額や保険料必要額、医療費等の動向、財政状況、保険税算定方式、保険税収納率の向上や医療費の適正化の取り組みなどを考慮し、適正な保険税率の算定を図ることとなっており、赤字削減・解消、資産割の廃止の目標年度等の設定も含め、次期税率改正については、平成30年度中に検討するとしている。

2. 大野市の国民健康保険の現状

被保険者数

被保険者は、人口減や被用者保険への加入により年々減少傾向が続いている。

(平成30年度は、8月31日現在の数値で、以外の数値は、年度平均)

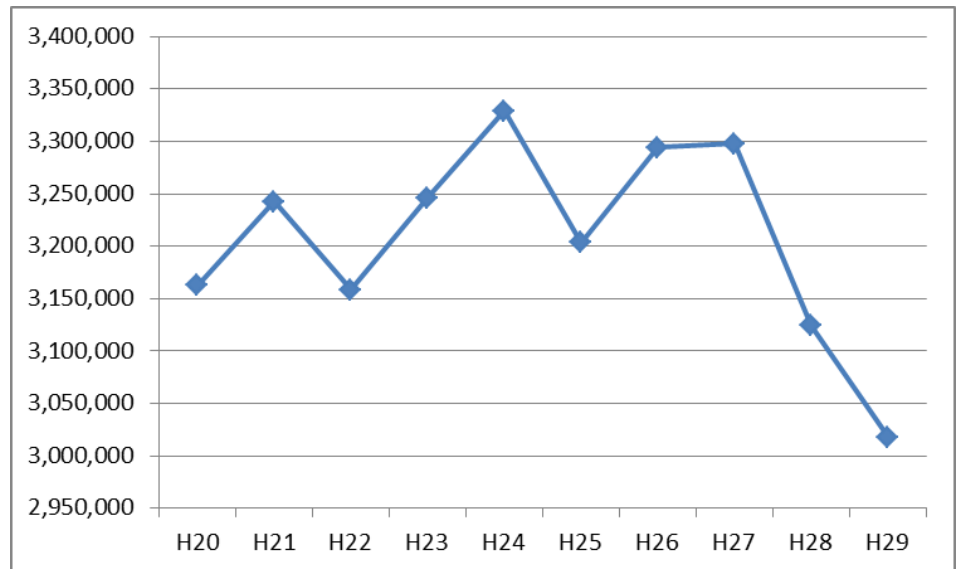


(単位:人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般	8,568	8,555	8,323	8,091	7,917	7,699	7,661	7,572	7,479	7,281	7,143
退職	835	901	984	1,012	1,033	973	839	620	384	195	70
合計	9,403	9,456	9,307	9,103	8,950	8,672	8,500	8,192	7,863	7,476	7,213

医療費

医療費は、平成 27 年度までは、増加傾向であったが、平成 28 年度の薬価改定や被保険者の減少により減となっている。

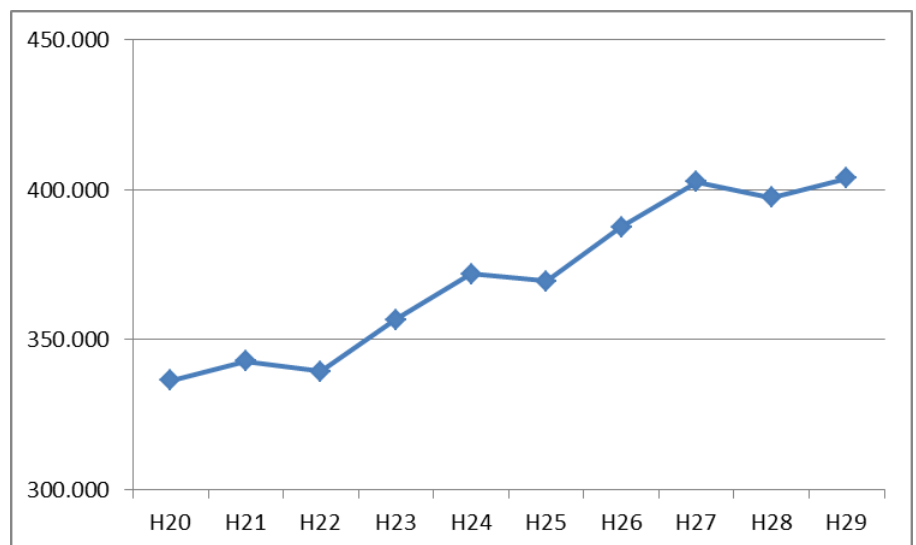


(単位:千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般	2,820,825	2,931,777	2,808,326	2,834,217	2,895,668	2,839,750	2,976,303	3,066,346	2,986,013	2,935,614
退職	342,059	310,891	350,231	411,799	433,222	363,951	317,815	231,570	138,130	82,162
合計	3,162,884	3,242,668	3,158,557	3,246,016	3,328,890	3,203,701	3,294,118	3,297,916	3,124,143	3,017,776

一人当たりの医療費

加入者 1 人当たりの医療費は、平成 27 年度までは毎年増となっていたが、平成 28 年度に薬価改定により減少したことから、平成 27 年度以降は、ほぼ横ばいとなっている。今後、医療の高度化や高齢化等により一人当たりの医療費は増高が見込まれる。

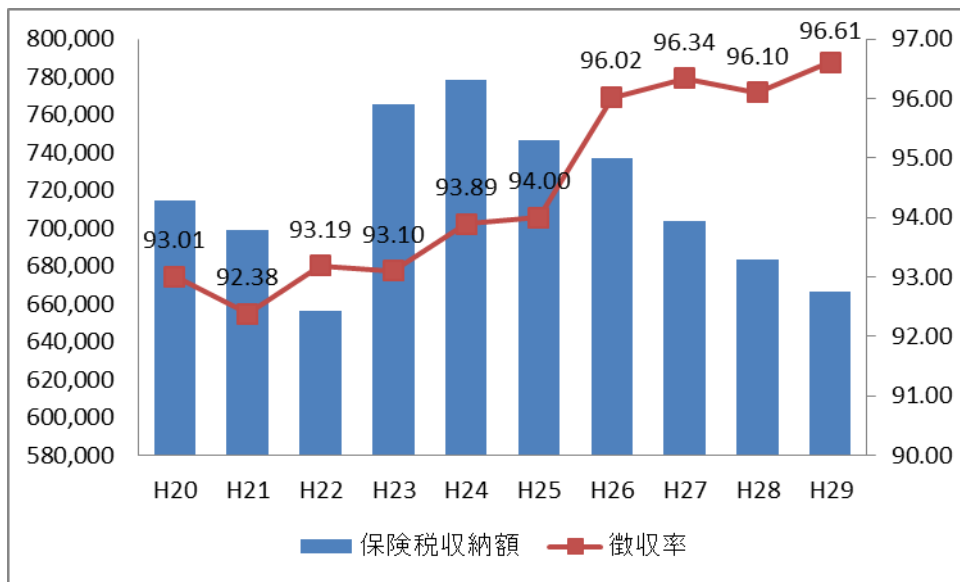


(単位:千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般	329.228	342.697	337.418	350.293	365.753	368.847	388.501	404.959	399.253	403.188
退職	409.651	345.051	355.926	406.916	419.382	374.050	378.802	373.500	359.714	421.344
合計	336.370	342.922	339.374	356.587	371.943	369.430	387.543	402.578	397.322	403.662

保険料（税）の収納額及び徴収率

保険料（税）の収納額（現年度分）は、被保険者数の減少により年々減少しているが、徴収率は、年々向上しており、平成 29 年度の徴収率は 96.61%と最も高かった。

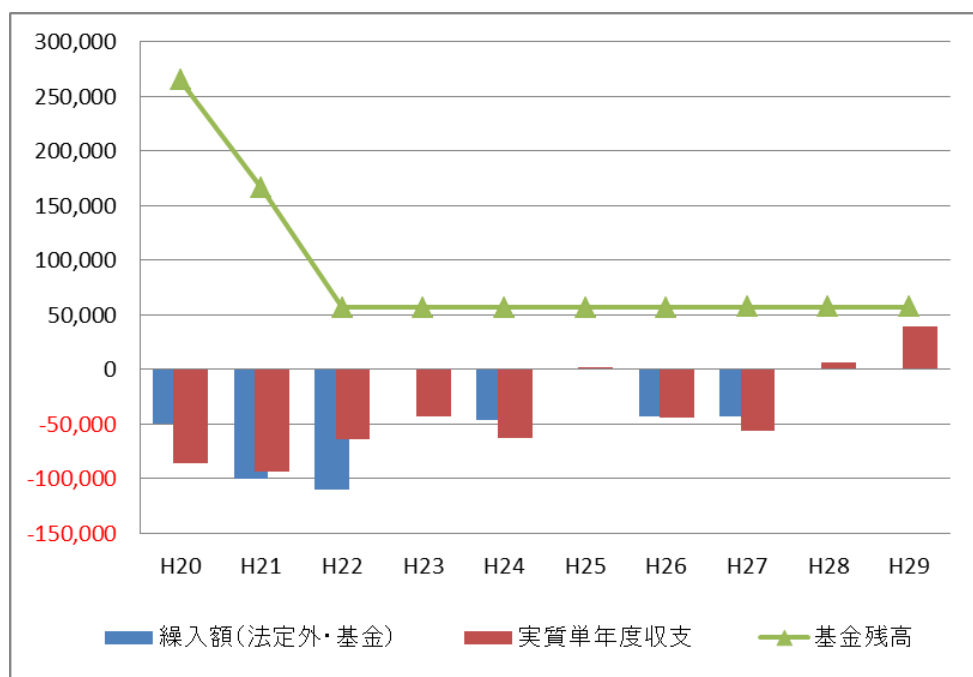


(単位:収入額 千円:徴収率 %)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収入額	714,756	698,928	656,167	765,210	778,219	746,341	736,918	703,847	683,345	666,279
徴収率	93.01	92.38	93.19	93.10	93.89	94.00	96.02	96.34	96.10	96.61

実質単年度収支、繰入金（一般会計法定外繰入、基金繰入）及び基金残高

平成 22 年度までは、毎年基金を取り崩し赤字補てんをしていたが、平成 23 年度に保険税率を改正するとともに、保険税額引き上げの激変緩和措置及び赤字補てんとして一般会計から法定外繰入を行ってきた。平成 28 年度及び平成 29 年度において



は、実質、赤字補てんの一般会計からの法定外繰入はなく、実質単年度収支では、黒字となっているものの、財政状況は依然厳しい状況が予想される。

(単位:千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入合計	3,901,973	4,023,411	3,997,243	4,148,461	4,292,385	4,153,748	4,235,341	4,633,766	4,515,273	4,396,392
歳出合計	3,744,035	3,832,079	3,755,009	3,882,467	4,073,043	3,891,928	4,040,432	4,458,151	4,247,575	4,119,133
翌年繰越額	157,938	191,332	242,234	265,994	219,342	261,820	194,909	175,615	267,698	277,259
単年度収支	△36,188	5,762	46,165	△42,757	△16,007	1,987	△973	△12,293	6,407	39,411
法定外繰入	0	0	0	0	46,519	0	43,560	43,623	0	0
基金繰入	50,000	100,000	110,000	0	0	0	0	0	0	0
実質単年度収支	△86,188	△94,238	△63,835	△42,757	△62,526	1,987	△44,533	△55,916	6,407	39,411

(単位:円)

	前期末残高	年度中増減額	増減内訳			年度末現在高
			一般積立	利子積立	取り崩し	
H20	313,903,019	△48,736,358		1,263,642	△50,000,000	265,166,661
H21	265,166,661	△99,109,264		890,736	△100,000,000	166,057,397
H22	166,057,397	△109,634,474		365,526	△110,000,000	56,422,923
H23	56,422,923	107,299		107,299		56,530,222
H24	56,530,222	132,482		132,482		56,662,704
H25	56,662,704	113,946		113,946		56,776,650
H26	56,776,650	105,036		105,036		56,881,686
H27	56,881,686	102,667		102,667		56,984,353
H28	56,984,353	40,222		40,222		57,024,575
H29	57,024,575	38,641		38,641		57,063,216

3. 改定の方針

- (1) 将来的な県内の保険料水準の統一に向け、県内各市の保険料算定方式を統一していく必要があり、また、赤字を削減し国保財政の安定化を図るためにも同一の算定基準に基づく標準保険料率へ近づけていくことが必要になるため、計画的に所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を廃止した3方式への移行を進め、保険料設定を見直しする必要がある。
- (2) 県内他市の改定状況は、既に平成30年度に6市が改定しており、平成31年度には1市が改定を予定している。
- (3) 平成28年度及び平成29年度の実質単年度収支では、赤字は解消されているものの医療の高度化や高齢化等により今後も医療費の増高が見込まれること、また、県が算定した県内市町の平成30年度の一人当たり医療費及び標準保険料率ともに他市町と比較して高い状況であることなどから、財政状況は依然厳しい状況が予想される。
- (4) 国民健康保険制度の改革により平成30年度から県単位化され、県が財政運営の責任主体となり、市町ごとの国保事業費給付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町に対して支払うことにより国保財政を管理することになったが、30年度の実績により31年度以降の納付金額や交付金額等の財政運営への影響が明確でない。
- (5) 基金と繰越金は、現在、総額2億円あり、保有の目安である保険給付費の5%は保有している。
- (6) 段階的に資産割を廃止するに当たり、現行税率で算出した保険料(税)の金額と同等額が確保できるようにし、資産割の税率を現行の約1/2とした改定とする。なお、3年後の平成34年度を目途に資産割を廃止することとする。
- (7) 県単位化後の財政運営への影響が不明なため、国保税の引き上げまたは引き下げ等の適正な保険税率の算定については、平成31年度以降、随時検討することとし、今回の改定では、算定方式の段階的移行のみを行うこととする。

4. 改定税額（率）案

		現行税率	改定案
医療保険分	所得割額	5.70%	6.30%
	資産割額	23.00%	12.00%
	均等割額	25,000円	26,400円
	平等割額	23,000円	21,000円
後期高齢者支援金分	所得割額	1.80%	1.90%
	資産割額	7.00%	3.50%
	均等割額	7,200円	7,700円
	平等割額	6,200円	6,200円
介護保険分	所得割額	1.50%	1.70%
	資産割額	7.00%	3.50%
	均等割額	9,000円	9,200円
	平等割額	6,000円	5,200円
計	所得割額	9.00%	9.90%
	資産割額	37.00%	19.00%
	均等割額	41,200円	43,300円
	平等割額	35,200円	32,400円
一人当たり賦課額		109,834円	109,822円
現行税率との差額			△12円

(参考) 過去の税額（率）

		H12~H17	H18~H19	H20~H22	H23~
医療保険分	所得割額	7.10%	6.80%	5.00%	5.70%
	資産割額	33.00%	25.00%	18.00%	23.00%
	均等割額	19,200円	25,000円	19,000円	25,000円
	平等割額	22,800円	25,600円	19,400円	23,000円
後期高齢者 支援金分	所得割額			1.80%	1.80%
	資産割額			7.00%	7.00%
	均等割額			6,000円	7,200円
	平等割額			6,200円	6,200円
介護保険分	所得割額	0.50%	1.00%	1.00%	1.50%
	資産割額	5.00%	7.00%	7.00%	7.00%
	均等割額	5,400円	8,000円	8,000円	9,000円
	平等割額	3,000円	5,400円	5,400円	6,000円